

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年六月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年六月八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字石井字稻荷前二千八百五番一の一、二千八百五番二の一、二千八百五番四の一、二千八百五番四の先、大字石井字南谷頭二千八百九十七番一の一、二千八百九十七番三の一及び二千八百九十七番一の先</p> <p>埼玉県坂戸市大字石井字北谷頭二千八百七十四番四十四の一、二千八百七十四番六十七の一、二千八百七十五番四の一、二千八百七十五番十の一及び二千八百七十五番十一</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十七・九三</p> <p>十五・五〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>四・〇</p>